

1 庁舎整備の背景

本編P1～4

現庁舎は、十分な耐震性能を備えておらず、災害時に防災拠点として適切に機能するか懸念されるほか、老朽化の進行や複数の庁舎に部署が分散していることによる利便性・業務効率の低下、駐車場不足やユニバーサルデザインへの対応の遅れなど、さまざまな問題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、令和5年8月に「安城市庁舎の在り方検討会」を設置し、庁舎整備の必要性などについて検討を行い、「安城市庁舎の在り方検討会報告書」を取りまとめました。

この報告書を基礎資料とし、令和6年5月に「安城市庁舎整備庁内検討委員会」、令和7年2月に学識経験者や地域団体の代表者、公募市民などで構成される「安城市庁舎整備審議会」を設置し、庁舎整備の基本理念や整備手法、規模などについて審議してきました。

また、アンケートやワークショップを通じて、市民の意見の把握に努めました。

2 現庁舎の課題

本編P5～12

● 防災拠点としての耐震性能の確保

大地震発生後も継続して建物を使用できるよう、構造体の耐震性能を強化することが望ましいと考えます。



内壁が損傷（北庁舎）

● 老朽化への対応

庁舎としての機能を維持するため、構造体や建物内部の損傷及び設備機器の故障に適切に対応し、健全化を図る必要があります。



狭い待合兼通路（北庁舎）

● 分散化の解消

来庁者の利便性と職員の業務効率の向上を図るため、部署の集約化を検討する必要があります。

● 狭あい化の解消

誰もが快適に利用できる環境とするため、待合スペースや通路、執務スペースなどの必要な空間を十分に確保する必要があります。



段差のある入口（食堂棟）

● 駐車場の適正化

多くの来庁者を円滑に受け入れるため、駐車場の区画数や配置の適正化を図る必要があります。

● ユニバーサルデザインへの配慮

誰もが円滑かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの推進を図る必要があります。



日差しを遮るために設置したよしず

● 環境への配慮

環境負荷を低減するため、断熱性や気密性などの改善や省エネ効果の高い設備の導入を進める必要があります。

3 社会情勢と多様化するニーズへの対応

本編P13～19

社会情勢

- 人口減少・少子高齢化の進行
- 大規模災害発生リスクの高まり
- 働き方やライフスタイルの多様化
- 建築費の高騰

国が推進する取組

- デジタル社会（自治体DXなど）
- 脱炭素社会

市民・来庁者・職員ニーズ（アンケート調査より）

- **庁舎整備において重要視すること**
 - ・災害対応の拠点となる安全・安心な庁舎であること
 - ・一度に様々な手続きや相談ができる利便性の高い庁舎であること
- **窓口利用に求めること**
 - ・待ち時間が短く手続きがスムーズにできる
 - ・1つの窓口で全ての用事を済ませることができる
 - ・目的の窓口までの案内が分かりやすい
 - ・庁舎に行かずに手続きができる
- **庁舎にあると良い機能**
 - ・レストラン・カフェ
 - ・コンビニエンスストア・売店
 - ・金融機関・ATM
 - ・市役所の機能のみでよい
- **庁舎の場所に求めること**
 - ・電車やバスなどの公共交通機関で行きやすい
 - ・ゆとりのある駐車場・駐輪場

4 基本理念・基本方針・整備の方向性

本編P20～28

基本理念

庁舎の整備に当たっては、災害への備え、環境への配慮、デジタル化の推進、行政機能の効率化に加え、交流・協働の促進といった視点を総合的に考慮する必要があると考えます。

これにより、誰もが安全で快適に利用でき、市民の拠りどころとなる庁舎となるとともに、市民が集い、交流が生まれることで、市民とまちと庁舎のつながりが強まり、庁舎への親しみや本市への愛着が育まれることが期待されます。そして、そこで育まれた想いを次の世代へ「つなぐ」ことが、本市の明るい「未来」につながるものと考えます。

本市は、市民と行政が相互に尊重し合い、地域の発展に向けて未来を共に創造する拠点としての庁舎の実現を目指します。

「つなぐ。未来へ」

※写真は他自治体の事例です。

基本方針1 災害に強い庁舎

- ア) 災害対策本部機能の充実
- イ) 災害発生時の業務継続性の確保
- ウ) 災害対応拠点機能の分担・連携の整理



災害対策本部室

基本方針2 利用しやすい庁舎

- ア) スムーズに手続きができる窓口機能の強化
- イ) プライバシーへの配慮
- ウ) ユニバーサルデザインへの配慮
- エ) アクセス利便性の確保
- オ) 多様な人が活用できるスペースの創出



キッズスペース

基本方針3 環境にやさしい庁舎

- ア) 地球環境への配慮
- イ) 自然資源の活用及び周辺環境との調和



緑を取り入れた室内



木材の活用

基本方針4 働きやすい庁舎

- ア) 効率的な執務環境の確保
- イ) 防犯・セキュリティ機能の強化
- ウ) 将来の変化に対応できる柔軟性の確保



視認性の高いオープンフロア



WEB会議ブース

基本方針・整備の方向性

5 庁舎の規模

本編P29～32

- 他自治体の事例に基づく試算
- 国の基準に基づく試算

延床面積32,000㎡を上限値として設定

現時点で想定される上限値を示すものであり、確定するものではありません。また、集約化・複合化に向けた検討結果によっては、変動する可能性があります。

6 庁舎の整備手法

本編P33～36

庁舎の整備手法として、「建替え」と「改修」が考えられます。整備手法を検討するに当たり、次の3つを前提条件とします。

- 構造体の耐震安全性Ⅰ類を確保すること
 - 災害対策本部が設置される庁舎を免震構造とすること
 - さくら庁舎、西庁舎及び食堂棟を新庁舎、本庁舎又は北庁舎に集約すること
- 以上を踏まえ、本庁舎と北庁舎では築年数や改修実施状況などが異なるため、次の3つのパターンで整備手法を比較検討します。

パターンA	パターンB	パターンC
建替え 新庁舎 (免震構造・Ⅰ類)	建替え 改修 新庁舎 (免震構造・Ⅰ類) 北庁舎 (耐震構造・Ⅰ類)	改修 改修 本庁舎 (耐震構造・Ⅰ類) 北庁舎 (耐震構造・Ⅰ類) 増築
現庁舎を集約し、新庁舎として建替えを行う。	老朽化が著しい本庁舎のみを建替え、北庁舎は耐震強化及び大規模改修を行う。	本庁舎と北庁舎の耐震強化及び大規模改修を行う。併せて、不足する床面積を増築する。

現庁舎に顕在化している課題の解消などの視点に基づき評価しました。

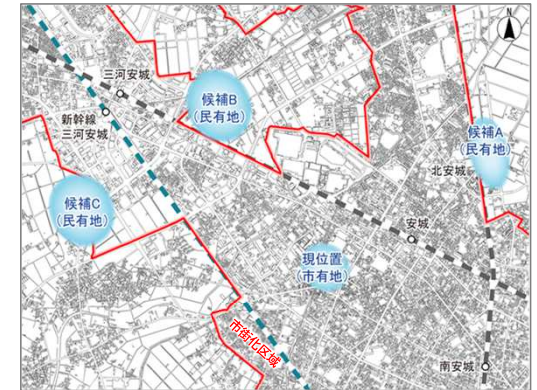
パターンA「本庁舎・北庁舎ともに建替え」が望ましい。

7 庁舎の位置

本編P37～45

次の選定方針と評価項目を定め、候補エリアを選定します。

選定方針	【安全性】
評価項目	・緊急輸送道路からのアクセス ・災害活動拠点である総合運動公園や、消防署・警察署との連携
選定方針	【利便性】
評価項目	・公共交通機関や自動車などのアクセス ・他の公共的機関との連携
選定方針	【計画性】
評価項目	・安城市総合計画及び安城市都市計画マスタープランの土地利用構想との整合 ・周囲とのつながり
選定方針	【実現性】
評価項目	・事業費 ・事業期間



4つの選定方針から、現位置、候補A・B・Cの4つのエリアを抽出し、それぞれを評価項目に基づき評価しました。

「現位置」の優位性が高い

8 事業手法

本編P46～47

本市の庁舎整備において想定される事業手法の方式として、次の5つが挙げられます。

従来方式	ECI方式	DB方式	PFI方式	リース方式
設計と施工を分けて発注する方式	施工者を設計前に選定し、設計に対して施工者が技術協力を行いながら進める方式	設計と施工を一括発注する方式	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、設計・施工・維持管理・運営を一括で発注する方式	事業者が施設を建設・所有し、市はリース料を払い、施設を利用する方式
安城市 個別発注 民間 設計者 施工者 維持管理者	安城市 個別発注 民間 設計者 施工者 維持管理者 技術協力	安城市 一括発注 民間 設計者 施工者 維持管理者 (JV等)	安城市 PFI事業契約 民間 SPC 設計者 施工者 維持管理者 発注企業グループ	安城市 リース契約 民間 代表企業 設計者 施工者 維持管理者

9 今後の進め方

本編P48～50

現時点において、想定するスケジュールは、右図に示すとおりです。

令和9年度に策定する基本計画では、次の事項の検討を行います。

- 庁舎の位置
- 庁舎の機能・規模
- 庁舎の配置計画
- 財源の確保と事業費の縮減

R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
基本計画	基本設計	実施設計	施工	施工	施工	供用開始